十二　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故であって、経済産業大臣が指定するもの	速報及び詳報	経済産業大臣が指定する期限	事故が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
十三　ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破損又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	詳報			所轄産業保安監督部長
十四　ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十五　ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十六　消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（第十四号及び前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係るガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十七　消費機器から漏えいしたガスに引火することにより、発生した物損事故（消費機器が損傷し、人が死亡せず、又は負傷しないものに限る。）	詳報		事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
十八　消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（第十四号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知った日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器又はガス栓の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

2　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。

一　事故の発生の日時及び場所

二　事故の概要

三　事故の原因

四　応急措置

五　復旧対策

六　復旧予定日時

七　事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号から第十八号までに掲げる事故に限る。）

3　第一項の規定による詳報は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあっては様式第十四の報告書を、第十四号から第十八号までに掲げる事故にあっては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。

（ガス事業者の公害防止等に関する報告）

第五条　ガス事業者は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を経済産業大臣（一の産業保安監督部の管轄区域内のみにあるガス工作物に係る場合にあっては、当該ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。ただし、法第三十二条第一項、法第六十八条第一項（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百一条第一項の規定による届出を必要とする工事に伴い変更する場合は、この限りでない。

一　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当するガス工作物の使用の方法であってばい煙量（同法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）、ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）又は煙突の有効高さ（同法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さをいう。以下同じ。）に係るものを変更する場合

二　大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）に該当するガス発生器、鉱物用の堆積場、破砕機、摩砕機、ふるい、分級機又はベルトコンベアの構造又は使用若しくは管理の方法であって一般粉じん（同条第九項に規定するものをいう。以下同じ。）の発生若しくは飛散の防止に係るものを変更する場合

三　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される製造所又は供給所のガス工作物であって、同法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合（当該変更がガス工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）

2　ガス事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、三十日以内（第一号に掲げる場合にあっては、ガス工作物がばい煙発生施設となった日又は一般粉じん発生施設となった日から三十日以内）に同表の下欄に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　現に設置しているガス工作物がばい煙発生施設となった場合においてばい煙を大気中に排出する場合又は一般粉じん発生施設となった場合	当該ガス工作物の種類、構造及び使用の方法並びにばい煙の処理の方法（一般粉じん発生施設にあっては、管理の方法）
二　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）に該当するガス工作物を設置する製造所若しくは供給所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（以下この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置された製造所若しくは供給所のガス工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量及び個数並びに騒音防止の方法
三　前項第三号に規定する特定施設（以下この号において「特定施設」という。）に該当するガス工作物を設置する製造所若しくは供給所の設置の場所が同法第三条第一項の規定により指定された地域（以下この号において「指定地域」という。）となった場合又は指定地域内に設置された製造所若しくは供給所のガス工作物が特定施設となった場合	特定施設の種類、容量、個数及び使用の方法並びに振動防止の方法

3　ガス事業者は、第一項第一号及び第二号の施設（ガス発生器を除く。）を廃止した場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

様式第1（第3条関係）

ガス小売事業事故年報

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）